愛知県公契約条例に係る労働環境の確認措置に関する事務取扱要領

　（趣旨）

第１条　この要領は、愛知県公契約条例（平成28年愛知県条例第10号。以下「条例」という。）第９条に定める労働者等の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備が図られていることを確認するための措置に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

⑴　特定公契約　条例第２条に規定する公契約であって、愛知県公契約条例第９条に規定する公契約を定める規則（平成28年愛知県規則第35号。以下「規則」という。）各号に規定する契約をいう。

⑵　工事請負契約　規則第１号に該当する工事の請負契約をいう。

⑶　業務委託契約　規則第２号に該当する業務の委託に関する契約をいう。

⑷　請負者　県と工事請負契約を締結した者をいう。

⑸　受託者　県と業務委託契約を締結した者をいう。

⑹　下請負人　下請、再委託その他のいかなる名称によるかを問わず、県以外の者から特定公契約に係る工事を請け負う者又は業務を受託する者をいう。

⑺　労働者　特定公契約の履行に係る作業に従事する労働基準法（昭和22年法律第49号）第９条に規定する労働者（同居の親族のみを使用する事業又は事務所に使用される者及び家事使用人を除く。）をいう。

⑻　一人親方　自らが提供する労務の対償を得るために請負契約により特定公契約の履行に係る作業に従事する者をいう。

⑼　賃金単価　労働者に対して支払われる１年若しくは１月の賃金を当該労働者の１年若しくは１月の労働日数で除して１日当たりの金額に換算した額又は労働者に対して支払われる１月の賃金を当該労働者の１月の労働時間数で除した額に８を乗じて１日当たりの金額に換算した額をいう。

⑽　報酬単価　一人親方に対して支払われる特定公契約の履行に係る作業の対償としての請負金額から当該作業に係る経費の合計額を差し引いた額を当該作業に要した日数で除して１日当たりの金額に換算した額をいう。

⑾　作業現場　特定公契約の履行に係る作業現場をいう。

　（特定公契約の明示）

第３条　特定公契約を締結しようとする本庁各課の長及び各かいの長（以下「契約担当課長等」という。）が当該特定公契約に係る公告その他の公契約の申込みの誘引を行うときは、次の各号に掲げる事項を明示するものとする。

　⑴　条例第９条に規定する公契約に該当すること。

　⑵　作業現場における自ら使用する労働者の労働環境に係る労働環境報告書（様式第１。以下「労働環境報告書」という。）及び下請負人に係る労働環境報告書の提出を請負者又は受託者（以下「請負者等」という。）に求めること。

　⑶　作業現場における自ら使用する労働者の賃金単価及び下請負人に係る賃金単価について、工事請負契約にあっては「賃金単価の報告（その１）」（様式第２。以下「賃金報告１」という。）の提出を、業務委託契約にあっては「賃金単価の報告（その２）」（様式第３。以下「賃金報告２」という。）の提出を請負者等に求めること。

　⑷　作業現場における一人親方の報酬単価について、工事請負契約にあっては「報酬単価の報告（その１）」（様式第４。以下「報酬報告１」という。）の提出を、業務委託契約にあっては「報酬単価の報告（その２）」（様式第５。以下「報酬報告２」という。）の提出を請負者等に求めること。

　⑸　「労働環境の確認について」（様式第６。以下「チラシ」という。）の配付及び掲示を請負者等に求めること。

　⑹　会計局管理課長が作成した労働環境の確認措置に関する質疑応答集（以下「質疑応答集」という。）の作業現場への備置きを請負者等に求めること。

　（特定公契約の締結等）

第４条　契約担当課長等は、特定公契約を締結するときは、工事請負契約においては「労働環境の確認に関する特約条項（工事請負契約）」（様式第８）、業務委託契約においては「労働環境の確認に関する特約条項（業務委託契約）」（様式第９）を契約書に添付するものとする。ただし、契約書中に当該特約条項に掲げる内容を記載する場合は、この限りではない。

２　契約担当課長等は、特定公契約を締結したときは、「特定公契約の締結について」（様式第９の２）又は契約書の写し（様式第９の２の記載事項が分かる部分）を会計局管理課長に提出するものとする。

３　契約担当課長等は、「特定公契約の締結について」（様式第９の２）に定める記載事項のうち、契約期間又は契約の相手方（商号又は名称に限る。）について変更があったときは、同様式又は変更契約書の写し（様式第９の２の記載事項が分かる部分）を会計局管理課長に提出するものとする。

　（工事請負契約に係る労働環境報告書の提出）

第５条　工事請負契約を締結した契約担当課長等（以下「工事契約担当課長等」という。）は、請負者に対し、労働環境報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

２　工事契約担当課長等は、請負者が工事請負契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該請負者に対し、労働環境報告書を当該第三者に作成させ、委任又は請負に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該請負者に提出させ、それらを取りまとめて、工事契約担当課長等に提出させるものとする。

３　工事契約担当課長等は、下請負人が工事請負契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、請負者に対し、労働環境報告書を当該下請負人を通じて当該第三者に作成させ、委任又は請負に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて当該請負者に提出させ、それらを取りまとめて、工事契約担当課長等に提出させるものとする。

　　なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、工事契約担当課長等は、請負者に対し、労働環境報告書をすべての下請負人から提出させるものとする。

４　工事契約担当課長等は、請負者から提出された労働環境報告書の原本を１月分取りまとめて、翌月15日までに会計局管理課長に提出するものとする。

　（業務委託契約に係る労働環境報告書の提出）

第６条　業務委託契約を締結した契約担当課長等（以下「委託契約担当課長等」という。）は、受託者に対し、労働環境報告書を作成させ、契約締結後速やかに提出させるものとする。

２　委託契約担当課長等は、受託者が業務委託契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、当該受託者に対し、労働環境報告書を当該第三者に作成させ、再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該受託者に提出させ、それらを取りまとめて、委託契約担当課長等に提出させるものとする。

３　委託契約担当課長等は、下請負人が業務委託契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、受託者に対し、労働環境報告書を当該下請負人を通じて当該第三者に作成させ、再委託に係る契約締結後速やかに当該第三者から当該下請負人を通じて受託者に提出させ、それらを取りまとめて、委託契約担当課長等に提出させるものとする。

　　なお、数次にわたって再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、委託契約担当課長等は、受託者に対し、労働環境報告書をすべての下請負人から提出させるものとする。

４　委託契約担当課長等は、受託者から提出された労働環境報告書の原本を１月分取りまとめて、翌月15日までに会計局管理課長に提出するものとする。

　（工事請負契約に係る賃金単価及び報酬単価の報告）

第７条　工事契約担当課長等は、請負者に対し、賃金報告１を愛知県電子申請・届出システム（以下「システム」という。）により作成させ、工事着手後３か月を経過する日までに会計局管理課長に提出させるものとする。

２　工事契約担当課長等は、請負者が工事請負契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該請負者に対し、賃金報告１を当該第三者にシステムにより作成させ、委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該第三者から会計局管理課長に提出させるようにするものとする。

３　工事契約担当課長等は、請負者から工事を受任し又は請け負った下請負人が工事請負契約に係る工事の一部を第三者に委任し又は請け負わせるときは、当該請負者に対し、賃金報告１を当該下請負人を通じて当該第三者にシステムにより作成させ、委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該第三者から会計局管理課長に提出させるようにするものとする。

なお、数次にわたって委任又は請負に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、工事契約担当課長等は、請負者に対し、賃金報告１をすべての下請負人から提出させるものとする。

４　工事契約担当課長等は、請負者による第１項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、当該請負者に対し、「賃金単価報告書（工事請負契約）」（様式第10。以下「賃金報告３」という。）を作成させ、郵便、ファクシミリ等により工事着手後３か月を経過する日までに会計局管理課長に提出させることをもってこれに代えることができる。

５　工事契約担当課長等は、下請負人による第２項又は第３項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、請負者に対し、賃金報告３を当該下請負人に作成させ、郵便、ファクシミリ等により委任し又は請け負わせた工事着手後３か月を経過する日までに当該下請負人から会計局管理課長に提出させるようにすることをもってこれに代えることができる。

６　工事契約担当課長等は、第２項又は第３項における第三者が一人親方である場合は、請負者に対し、当該一人親方から賃金報告１に代えて報酬報告１を作成及び提出させ、これがシステムにより難い場合は、前項の賃金報告３に代えて「報酬単価報告書（工事請負契約）」（様式第11）を作成及び提出させるものとする。

　（業務委託契約に係る賃金単価及び報酬単価の報告）

第８条　委託契約担当課長等は、受託者に対し、賃金報告２をシステムにより作成させ、業務着手後３か月を経過する日までに会計局管理課長に提出させるものとする。

２　委託契約担当課長等は、受託者が業務委託契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、当該受託者に対し、賃金報告２を当該第三者にシステムにより作成させ、再委託した業務着手後３か月を経過する日までに当該第三者から会計局管理課長に提出させるようにするものとする。

３　委託契約担当課長等は、受託者から業務を受託した下請負人が業務委託契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、当該受託者に対し、賃金報告２を当該下請負人を通じて当該第三者にシステムにより作成させ、再委託した業務着手後３か月を経過する日までに当該第三者から会計局管理課長に提出させるようにするものとする。

なお、数次にわたって再委託に係る契約が締結されるときも同様に取り扱うものとし、委託契約担当課長等は、受託者に対し、賃金報告２をすべての下請負人から提出させるものとする。

４　委託契約担当課長等は、受託者による第１項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、当該受託者に対し、「賃金単価報告書（業務委託契約）」（様式第12。以下「賃金報告４」という。）を作成させ、郵便、ファクシミリ等により業務着手後３か月を経過する日までに会計局管理課長に提出させることをもってこれに代えることができる。

５　委託契約担当課長等は、下請負人による第２項又は第３項の作成及び提出がシステムにより難い場合は、受託者に対し、賃金報告４を当該下請負人に作成させ、郵便、ファクシミリ等により再委託した業務着手後３か月を経過する日までに当該下請負人から会計局管理課長に提出させるようにすることをもってこれに代えることができる。

６　委託契約担当課長等は、第２項又は第３項における第三者が一人親方である場合は、受託者に対し、当該一人親方から賃金報告２に代えて報酬報告２を作成及び提出させ、これがシステムにより難い場合は、前項の賃金報告４に代えて「報酬単価報告書（業務委託契約）」（様式第13）を作成及び提出させるものとする。

　（労働者への周知）

第９条　契約担当課長等は、作業現場の労働者に周知させるため、請負者等に対し、当該請負者等が使用する労働者にチラシを配付するようにさせるとともに、下請負人を通じて当該下請負人が使用する労働者に配付するようにさせるものとする。

２　契約担当課長等は、前項の目的を達するため、請負者等に対し、チラシを作業現場の見やすい場所等に掲示させるものとする。

３　契約担当課長等は、第１項の目的を達するため、請負者等に対し、質疑応答集を作業現場の閲覧しやすい場所等に備え置かせるものとする。

４　契約担当課長等は、作業現場におけるチラシの掲示及び質疑応答集の備置きの状況（以下「周知状況」という。）を確認し、「特定公契約に係る作業現場における周知状況について」（様式第14）に周知状況の分かる写真を添付し、会計局管理課長に提出するものとする。

（補則）

第10条　この要領に定めるもののほか、労働環境の確認措置に関して必要な事項は、会計局管理課長が別に定める。

附　則

この要領は、平成28年10月１日から施行し、同日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われる特定公契約について適用する。

附　則

１　この要領は、平成30年４月１日から施行する。

２　改正後の様式第６は、平成30年４月１日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われるものから適用する。

附　則

１　この要領は、令和２年４月１日から施行する。

２　改正後の様式第１及び様式第６は、令和２年４月１日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われるものから適用する。

附　則

この要領は、令和３年１月１日から施行する。

附　則

１　この要領は、令和４年４月１日から施行する。

２　改正後の様式第６は、令和４年４月１日以後に公告その他の公契約の申込みの誘引が行われるものから適用する。

附　則

この要領は、令和６年２月２９日から施行する。